

第四次地域管理経営計画書

(置賜森林計画区)

(一斉変更)

計画期間 { 自 平成 2 4 年 4 月 1 日
至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 }

(第一次変更 平成 2 5 年 3 月)

東 北 森 林 管 理 局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第42号）附則第3条の規定により変更する。

【変更項目及び頁】

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	6
II 国有林野の維持及び保存に関する事項	7
4 その他必要な事項	7
IV 国有林野の活用に関する事項	
1 国有林野の活用の推進方針	8
V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	8
1 公益的機能維持増進協定締結に関する基本的な方針	8
2 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	8

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行うものとする。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、当計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養^{かん}を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用、及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化や地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していく。

なお、具体的な取扱いについては、別途定める管理経営の指針に基づき実施することとする。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機 能 類 型		公 益 的 機 能 別 施 業 森 林		
山地災害防止 タイプ	土砂流出・ 崩壊防備エリア	水源涵養機能 維持増進森林 (立地条件により除外 する場合もある。)	山地災害防止機能／土壤保 全機能維持増進森林 (対象区域:別表1)	
	気象害防備エリア			快適環境形成機能維持増進森林 (対象区域:別表2)
自然維持タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表3)	山地災害防止機能／土壤保全 機能維持増進森林 (対象区域:別表4)
森林空間利用タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表5)	山地災害防止機能／土壤保全 機能維持増進森林 (対象区域:別表6)
快適環境形成タイプ			快適環境形成機能維持増進森林	
水源涵養タイプ				

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

- ① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
 山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの２つに分けて取り扱う。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

山地災害防止タイプの面積

単位：ha

区 分	山地災害防止タイプ	うち土砂流出・崩壊防備エリア	
		うち土砂流出・崩壊防備エリア	うち気象害防備エリア
面 積	25,011	25,011	—

- ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、希少な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図る。

自然維持タイプの面積

単位：ha

区 分	自然維持タイプ	うち保護林	
		うち保護林	うち保護林
面 積	35,071	26,123	

- ③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項
森林空間利用タイプは、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者ニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にある地区や今後の維持管理等が見通し難い地区については、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図る。

森林空間利用タイプの面積

単位：ha

区 分	森林空間利用タイプ	うちレクリエーションの森
面 積	2, 2 1 8	1, 7 6 7

- ④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項
快適環境形成タイプは、騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象災害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

快適環境形成タイプの面積

単位：ha

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	該当なし

- ⑤ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプは、良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

水源涵養^{かん}タイプの面積

単位：ha

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	1 4, 4 4 0

（２）地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 荒川地区（1～44 林班）

当地区は、荒川流域に位置し、ブナ、ナラ等の天然林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されている。

荒川の中流域、餓鬼山から富士ヶ沢を通り岩井沢に至る一帯は、水源涵養機能^{かん}を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

朝日岳周辺は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物が生息・生育することから、「朝日山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「磐梯朝日国立公園」に指定されており、大朝日岳の登山コースとして利用されている。さらに、金目川上流部は、地元のシンボリックな森林で、多くの人々にレクリエーションの場として利用されていることから、「レクリエーションの森（おぐに白い森自然観察教育林）」、「おぐに白い郷土の森」に指定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 横川地区（45～93、131Ⅰ～134 林班）

当地区は、横川とその支流である明沢川、大石沢川等の流域に位置し、ブナ、ナラ等の天然林及びスギ人工林からなっている。

当地区は、横川ダムがあるなど下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林^{かん}に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

地蔵岳周辺は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物を有することから、「飯豊山周辺森林生態系保護地域」に設定しており、生物多様性保全機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 玉川地区（94～108、110～112、114～130 林班）

当地区は、玉川流域に位置し、上流部はブナを主とする天然林、周辺の丘陵地帯はスギ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、このうち中下流部については、水源涵養機能^{かん}を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

飯豊山周辺は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物が生息・生育することから、「飯豊山周辺森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「磐梯朝日国立公園」に指定され、「レクリエーションの森（温身平風致探勝林、飯豊風景林、飯豊野営場森林スポーツ林等）」に選定している。特に、「温身平風致探勝林」は森林セラピー基地として認定され、森林の「癒しの効果」を求める利用者の増加が期待される。このことから、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 白川地区（227I～245 林班）

当地区は、白川、広河原川の上流部に位置し、ブナを主とする天然林からなっている。

当地区は下流域の農業用水等の重要な水源であるとともに、急峻な地形であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

鍋越山から地蔵岳、種蒔山を経て地蔵山、牛ヶ岩山に至る一帯は、優れた景観を有することから、「磐梯朝日国立公園」に指定されているとともに、地蔵岳から種蒔山に至る一帯は、「レクリエーションの森（飯豊風景林、大日杉野営場森林スポーツ林）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 吾妻地区（203～226 林班）

当地区は、最上川、松川流域の上流部に位置し、吾妻山系のブナを主とする天然林と、その周辺の丘陵地帯のスギ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されるとともに、松川の支流である蟹ヶ沢や前川地域は、随所に崩壊地が見られることから砂防指定地に指定されており、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

吾妻山一帯は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物が生息・生育することから、「吾妻山周辺森林生態系保護地域」に設定しており、吾妻山の中腹は、市民の野外レクリエーションの場として利用されていることから、「レクリエーションの森（吾妻スカイバレー風景林、吾妻太平温泉郷風景林、野外スポーツ地域天元台スキー場）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 龍ヶ岳・栗子山地区（201、202、269～274 林班）

当地区は、栗子川、梓沢、下有無川等の支流に位置し、栗子山周辺のブナ、ナラ等の天然林と、龍ヶ岳周辺のアカマツを主とする人工林からなっている。

当地区は、下流域の米沢盆地に集落や農耕地が広がっており、農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

龍ヶ岳周辺は、米沢盆地を一望する優れた景観を有することから、「レクリエーションの森（鳩峰高原風景林）」に選定しており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

キ 野川地区（246～268VI 林班）

当地区は、野川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林からなっている。

当地区は、一般に地形が急峻で、野川の上流部には長井ダム、木地山ダムがあるなど農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が土砂流出防備保安林又は水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能／土壌保全機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

大玉山から柴倉山の尾根沿いと木地山ダム周辺は、優れた景観を有することから、「レクリエーションの森（野川風景林）」に選定しており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、置賜公益の森づくり協議会等の場を通じ、県、市町、森林組合、林業事業体等と密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

具体的には、地元材の需要拡大の推進と安定供給、低コスト作業システムの推進、森林病虫害対策の推進、間伐促進のための高性能林業機械の活用や列状間伐の実施、効率的な路網整備、ボランティア団体等が実施する森林整備、体験林業等の場としてフィールドの提供などに積極的に取り組むこととする。

（１）低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

県、市町、林業事業体と連携し、地形等諸条件に適合した林業機械の組合せと生産性を検証し、効率性の高い作業システムの構築を図る。また、現地検討会等を開催することにより、民有林における低コスト化施業の普及・定着に努める。

（２）林業事業体の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な事業の発注に努めることにより、事業体の安定的な雇用の確保に資することとする。また、国有林材の安定供給システム販売の推進、低コスト作業システムを推進するための現地検討会の実施などに努める。

（３）民有林と連携した施業の推進

隣接する民有林との連携により事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。具体的には、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、土場の共有化、計画的な間伐等の森林整備の実施、民有林材との協調出荷などに取り組む。

小国町黒沢・種沢・大滝地区に設定している森林共同施業団地において、路網の相互利用や集中的な間伐等を民有林・国有林一体となって推進する。

また、民有林と連携して、間伐等から生産される木材資源から木質バイオエネルギーとしての活用を推進する。

森林共同施業団地

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
1	1 0 6 . 5 3	3 3 . 9 6

(4) 森林・林業技術者等の育成

森林・林業の再生に向け市町村行政の支援を行うため、国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有するフォレスター等を各種研修や業務を通じて育成することとする。

また、育成したフォレスター等及び県のフォレスター等と連携し、市町村森林整備計画策定への支援を行うとともに、技術指導や研修に必要な国有林野の多種多様なフィールドの提供、意見交換会等を通じて民有林の人材育成を支援する。

(5) 林業の低コスト化等に向けた技術開発

民有林経営への普及を念頭にした効果的な間伐や路網と高性能林業機械等を組み合わせた低コストで効率的な作業システム等の技術開発を推進する。

その際、多様な森林のまとまりのあるフィールドを活用し、先駆的な技術や手法について国有林の管理経営や民有林における普及・定着に努める。

(6) その他

① 安全・安心の取組

県、市町と連携し、国土の保全の観点から民有林と情報の共有による治山事業について地域住民に情報提供する。

② 下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等

県、市町、置賜公益の森づくり協議会、ボランティア団体、林業関係団体と連携し、森林の整備、木材利用拡大への理解を促すための森林環境教育や林業体験等の支援やフィールドの提供を実施する。

Ⅱ 国有林野の維持及び保存に関する事項

4 その他必要な事項

(4) その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

Ⅳ 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

本計画区内のおぐに白い森自然観察教育林は、地域内でも優良なブナ天然林で、自然環境にも優れ、地元のシンボリックな森林となっている。小国町では当該森林を「ブナ文化ふれあいの里」として位置付け、自然観察の場として活用している。

このように、国有林野の活用にあたっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	—	—
自然観察教育林	1	1 8 5
風景林	7	4, 3 8 0
森林スポーツ林	2	6
野外スポーツ地域	2	8 7
風致探勝林	1	5 5
総 数	1 3	4, 7 1 2

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

Ⅴ 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、当該民有林野における土砂流出等の発生が国有林野の有する国土保全等の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす可能性がある。

このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、公益的機能維持増進協定制度を活用し、民有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

2 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。